

令和 7 年 1 0 月におけるデマンド型交通の導入案について

1 概要

三木南地区、別所地区及び志染地区において、道路運送法第 4 条に基づき、デマンド型交通を運行する。

2 運行開始日

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

3 運行日

月～金曜日（週 5 日）

※月～金曜日であれば、祝日も運行。

※年始（1 月 1 日～1 月 3 日）は運休。

4 運行時間

午前 8 時～午後 5 時（最終乗車時刻は午後 4 時 3 0 分）。

5 予約受付時間

午前 9 時～午後 5 時

※乗車希望時刻の 3 0 分前までに予約。

※午前 8 時台及び午前 9 時台に乗車希望の場合、前営業日まで
に予約。

6 利用方法

- (1) あらかじめ会員登録が必要。
- (2) 会員登録後、電話予約又はスマートフォン等からのインターネット予約により利用予約。

7 運行区域及び乗降場所

(1) 運行区域

三木南地区、別所地区及び志染地区（別紙 1 参照）

※デマンド型交通及び路線バスの役割分担に支障を来さない範囲において、路線バスの見直し内容や地区内に買い物施設がないなどの地域の実情を踏まえ、一部の乗降

場所を地区外に設定する。

※デマンド型交通の運行が隣接する地区（三木南地区及び別所地区）においては、デマンド型交通の乗継ぎにより相互の地区に移動できるよう、地区の境界に近接する乗降場所への移動を可とする（地区の境界に近接する乗降場所が地区外となる場合がある。）。

(2) 乗降場所

自宅（又は自宅付近）、公共施設、自治会公民館、学校・幼稚園・保育所・認定こども園、病院・福祉施設、買い物施設、郵便局・金融機関、路線バスのバス停など、所定の場所を乗降場所とする。

8 乗降ルール

- (1) デマンド型交通の乗車場所及び降車場所のいずれもが幹線エリア内（路線バスのバス停からおおむね半径300メートル以内）となる移動については、原則としてデマンド利用は不可（幹線エリア内同士の移動であっても、路線バスで移動すると地区外を経由しなければならない場合は例外とする。）。
- (2) ただし、高齢者や障がい者などでバス停までの移動やバス車両への乗降が困難なかたについては、幹線エリア内同士の移動であってもデマンド利用を可とする。

9 運行事業者

株式会社吉川交通

10 運行車両

ハイエース車両

※予備車としてセダンタイプの車両の使用を可とする。

11 運行台数

各地区につき車両1台（計3台）で運行。

※運行事業者が保有する車両の使用及びタクシー事業で使用する車両との兼用は可とする

※各地区につき車両1台での運行を基本としつつ、利用の少な

い地区から利用の多い地区へ車両を一時的に配車する運用を可とする。

12 運賃

大人 300円

小児、障がい者及び障がい者の介助者 150円

※乗車1回当たりの運賃。

13 デマンド型交通及び路線バスの乗継利用に対する割引運賃

利用者が、デマンド型交通の利用時にデマンド型交通の乗車を証する書類（デマンド型交通乗車証明書）の交付を受け、路線バスの利用時に路線バスに乗車したことを証する書類（バス乗車証明書）と引き換えた後、当該証明書をデマンド型交通の利用時に提出した場合、当該デマンド運賃を無料とする（別紙2参照）。

14 今後の主なスケジュール

令和7年度から住民説明会や出前講座等によりデマンド型交通の利用方法の詳細について周知を図るとともに、7月頃（予定）から会員登録の受付を開始するなど、10月からのデマンド型交通の導入が円滑に進むよう取り組む。